

# 令和2年度 千葉支部広報計画

# 広報方針について

## ● 広報について

「全国健康保険協会は、保険者として健康保険事業及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図る」ことを基本使命としている。

この基本使命の実現にあたっては各種業務を着実に実施するとともに、加入者や事業主の協会けんぽに対する理解が重要となり、そのためには効果的な広報を行っていく必要がある。

### 《広報の実施目標について》

1. 医療保険制度の持続性を確保するため加入者や事業主に対し財政状況について周知することで、健康づくりの必要性や適切な受療行動の促進（医療費適正化）を図ること。
2. 限度額適用認定証をはじめとした各種保険給付の制度や手続き方法等について周知を行うことで、加入者に対するサービス向上を図ること。
3. 加入者・事業主に対する協会けんぽの認知率を向上させ、身近に感じ、協会けんぽの一員であることを認識いただくことで、協会が行っている各種取組に関する理解率の向上を図ること。

これらの実現に向けて、協会けんぽ千葉支部では広報委員会を設置しており、各グループから選出された委員で広報計画や広報実施スケジュールの検討を行っている。また、広報内容については制度や取組の周知案内のほか、各グループにおいて現状を分析し、課題の抽出を行ったうえで、その解決に向けて、加入者や事業主の行動変容を促すために効果的な内容の広報を実施する。

# 広報計画について

## 1. 加入者の行動変容を促すための広報の実施について

### ・ターゲットを意識した広報紙の作成

納入告知書同封チラシ等、事業所にお送りする広報紙については、単純な制度の説明だけでなく協会の業務や状況を知っていただくといった観点からターゲット（事業主や担当者、加入者などのチラシを見る対象者）を意識した、広報紙の作成を実施していく。

### ・加入者に見ていただける広報紙の作成

広報紙については紙面（スペース）が限られているため、作成にあたっては文字数を少なく、ポイントのみを説明する形にするなど加入者・事業主に見ていただける工夫をする。なお、詳細な説明についてはホームページへ誘導する形とするとともに、ホームページについては内容の充実を図る。

### ・広報担当者向け研修の実施

広報を行うにあたってのポイントを学ぶための研修会を開催し、担当者のスキルアップを図っていく。

## 2. 広報の実施方法について

・千葉支部では定期的に事業所に送付している広報紙やHP、メルマガ等に加え、以下の方法でも積極的に広報を行う。

### ① メディアを活用した広報の実施

#### ・メディアを活用した広報の実施

マスメディアは多くの加入者・事業主に見ていただける媒体となるため、令和2年度についても引き続き新聞広告やラジオ広告を実施する。

#### ・積極的なプレスリリースの実施

令和2年度については協会の事業や制度、取組の周知に向けて各グループで内容を検討し、積極的にプレスリリースを実施していく。また、プレスリリースの記事が取り上げられやすいように記者レク（懇談会）の開催についても検討する。

#### ・ミニラジオ局などの地域コミュニティにおけるメディアへの働きかけ

ミニラジオ局などの地域コミュニティにおけるメディアに対するアプローチを行うことで、協会けんぽを加入者にとってより身近な存在としていく。

## ② 広報ツールの活用

### ・お薬手帳カバーを活用したジェネリック医薬品の使用促進

「ジェネリック医薬品を希望する」旨の記載があるお薬手帳カバーを作成したが好評であったため、次年度も引き続き作成する。なお、令和2年度については「お薬手帳は1人1冊にまとめよう!」といった文言を追加し、ポリファーマシー（多剤服用）対策も併せて行う。

### ・事務手続冊子や卓上カレンダーでの事業の周知

健康保険委員を中心とした事業所の担当者に配布することで、保険給付の手続きや協会の取組について周知を図る。

### ・マンガを活用した健康づくり

健診結果の見方や糖尿病の改善方法をマンガ冊子にすることで、加入者の理解促進を図り、健康増進を図っていく。

### ・医療費適正化や資格喪失後受診防止に関するポスター、料率広報グッズ等の活用

事業所や医療機関等に配布することで加入者の行動変容や理解促進を促していく。なお、上記以外にも加入者の理解促進を促す広報ツールがあれば積極的に作成・活用していく。

## ③ 研修会やセミナー、各種会議での広報

### ・健康保険委員研修会や各種セミナーへの参加

協会の職員が講師となることで直接加入者や事業主に対し協会の取組（保険証回収やインセンティブ制度の周知）や健康づくりの重要性等を周知する絶好の機会となるため、参加者にとって分かりやすい説明、資料の作成を行っていく。

### ・各種会議での情報発信

委員として参画している県や各市等が主催する各種会議の場で協会の取組を発信し、加入者等に間接的に周知していく。

## ④ その他

・市町村に対する広報の協力依頼等、自治体や関係団体と連携することで効果的な広報の実施を図る。

・事業所訪問は事業所の担当者に直接会える機会となるので積極的に協会の事業を周知する。

・WEBを活用した広報については、今年度の実施結果等を踏まえ引き続き実施していく。

# 広報実施イメージ

## 【広報手段】

## 【ターゲット】

協会けんぽ千葉支部  
(各グループ)

### 1. 広報誌の作成

《けんぽだより、協会けんぽちば、健康times》

### 2. メディア活用

《ラジオ、新聞、プレスリリース等》

### 3. 広報ツール

《お薬手帳カバー、事務手続冊子、ポスター等》

### 4. 研修会、セミナー等

《健保委員研修会、セミナー、各種会議》

### 5. その他

《事業所訪問、自治体・関係団体との依頼》

理解促進・制度周知・行動変容を図る

事業主

・  
担当者

(健康保険委員等)

・  
加入者

(被保険者・被扶養者)

# 広報スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<b>協会けんぽの 主な事業</b>	・保険料率の改定	・被扶養者資格再確認業務		・決算発表	・ジェネリック医薬品推進月間	・健康保険委員研修会		・医療のかかり方月間 ・健康保険委員表彰式		・医療費通知の発送	・保険料率の決定 ・ジェネリック医薬品推進月間	・健診申込の開始
<b>定期広報</b> ・けんぽだより ・社会保険ちば (HP) ・メルマガ、HP	保険料率、健康保険制度、ジェネリック医薬品など、協会業務全般を周知											
<b>各種広報誌</b> ・協会けんぽちば ※健康保険委員向け ・健康Times ※健康宣言事業所向け	協会けんぽちば	健康Times		協会けんぽちば	健康Times		協会けんぽちば	健康Times		協会けんぽちば	健康Times	
<b>マスコミ関係</b>	プレスリリース (随時)、ミニラジオ等各地域のメディアへの働きかけ											
			ラジオ広告 (ジェネリック関係)								ラジオ広告 (保健関係)	
			地域新聞			新聞広告						新聞広告
<b>研修会・セミナー・会議</b> ・健康保険委員研修会 ・その他セミナー など	各種研修会やセミナーへの講師 (随時)											
			算定基礎説明会			健保委員研修会	健康づくりセミナー	健保委員表彰式				健保委員研修会
<b>広報ツール</b>	お薬手帳カバー		事務手続冊子			喪失後受診防止・証回収ポスター		卓上カレンダー 医療費適正化ポスター				料率広報グッズ
<b>その他</b>					中吊り広告							中吊り広告
					バナー広告							バナー広告

※各月の広報実施計画については別紙参照



# 「参考」主な広報媒体について

## 1. けんぽだより

- ・毎月年金機構から県内の各事業所に送付する納入告知書に同封するチラシ
- ・毎月20日頃に送付
- ・サイズはA4両面（1回のみA3）
- ・送付事業所数：約83,000社に送付（R2.2月現在）

「けんぽだより：1月号」



## 2. メルマガ

- ・毎月第1営業日に配信
- ・千葉県から提供される「ちば健康コラム」、千葉支部作成の「健康まんが@CHIBA」を連載中
- ・送付件数：約3,900件（R2.2配信実績）

## 3. 協会けんぽちば

- ・健康保険委員向け広報誌
- ・四半期に一度（4月、7月、10月、1月）送付
- ・健康保険委員数：約3,576名（R2.1月末時点）
- ・サイズは原則A3両面 + 各種チラシ、広報ツール等

「協会けんぽちば：1月号」



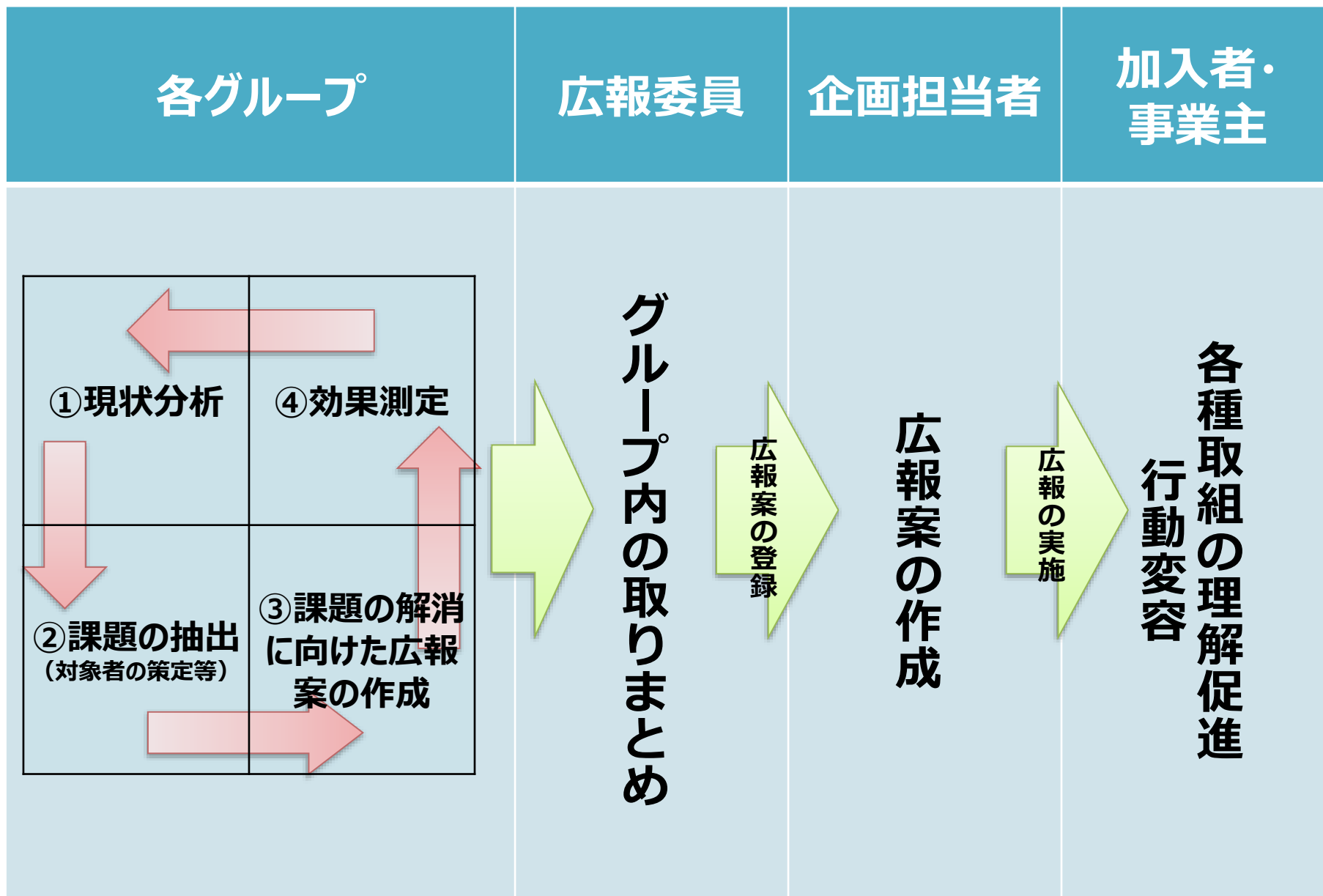
## 4. 健康Times

- ・健康宣言事業所向け広報誌
- ・四半期に一度（5月、8月、11月、2月）送付
- ・健康保険委員数：約455事業所（R2.1月末時点）
- ・サイズは原則A4両面 + 各種チラシ、広報ツール等

## 5. (参考) 社会保険ちば

- ・千葉県社会保険協会HPに「協会けんぽ千葉支部からのお知らせ」欄をいただき掲載
- ・毎月月初に更新
- ・サイズはA4で2ページ程度

# 広報案作成のイメージ





# 令和2年度千葉支部事業計画<<広報関係抜粋>>

## (1) 基盤的保険者機能関係

### 7. 無資格受診等による債権の発生防止のための広報および保険証の回収強化

②納入告知書に同封する広報チラシや算定基礎届事務説明会等において、保険証の早期回収の重要性について事業所担当者へ周知する。

④資格喪失後受診の防止を周知するチラシを作成して特定健診受診券送付時に同封し、退職・扶養解除後は保険証を使用できないことについて加入者へ周知する。

■ K P I : 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95.0%以上とする。

### 9. 限度額適用認定証の利用促進

・加入者の医療機関の窓口での負担軽減を図る限度額適用認定証の利用を促進する。具体的には、事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関に積極的な働きかけを行い、窓口申請書を配置していただける医療機関数を拡大し利用促進を図る。

■ K P I : 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を89.3%以上とする。

## (2) 戦略的保険者機能関係

### 1. 事業所単位での健康・医療データの提供や加入者の健康増進に向けた取組

・関係団体と共同で加入者の健康増進に向けた取組や各種広報を行う

### 2. データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

・ラジオCMを活用しての健診受診勧奨の実施。

■ K P I : ①生活習慣病予防健診実施率を58.0%以上とする。  
②事業者健診データ取得率を6.5%以上とする。  
③被扶養者の特定健診受診率を26.0%以上とする。

### 4. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

・医療保険制度の持続性を確保するために財政状況や健康維持の必要性について、各種広報媒体による分かりやすくタイムリーな情報発信を引き続き実施する。また、医療資源が公共性を有するものであり有限であること、医療機関への上手なかかり方等を周知広報することで、加入者の皆様の適切な受療行動の促進を図る。

・広報の実施にあたっては、広報活動における加入者理解度調査の結果を踏まえ、対象を明確にし、ナッジ理論等を活用した広報誌を作成することで、協会の事業運営に関する関心を高め、加入者や事業主の理解促進を図る。また、関係団体と連携した効果的な広報の実施に努める。

・加入者にとって身近な存在となる健康保険委員の委嘱拡大を積極的に進めるとともに、研修会の開催や広報紙を通じた情報提供を充実させ、健康保険制度や健康づくりに関する理解促進を図る。

■ K P I : ①広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする。

### 5. ジェネリック医薬品の使用促進

・加入者に対する働きかけを効果的に行うため千葉県内の保険者等と連携し、ジェネリック医薬品に関する理解を深めるための公共交通機関やマスメディアを活用した広く訴求力のある広報の実施や軽減額通知の同時期発送といったオール千葉体制の取組を進めていく。

■ K P I : 協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を79.5%以上とする。

# 令和2年度 広報実施計画

令和2年6月末現在

	イベントその他送付物等	納入告知書同封チラシ	社会保険ちび	メールマガジン	協会けんぽちび	健康Times	その他(各グループ広報実施)	
概要	・各月HP等で広報されるものやイベントを記載。	・「けんぽんびら」として作成 ・毎月掲載から納入告知書とともに各事業所あてに送付 ・表裏は事業主向け、裏面は担当や加入者向けの記事となる サイズ：A4両面、1回のみA3両面	・「協会けんぽん千葉支部からのお知らせ」として作成 ・千葉県社会保険協会HP上公開 ・納入告知書同封チラシの内容を踏まえて作成 サイズ：A4両面(社会保険マスタが事前相談で変更も可能)	・メールマガジンを(協会加入者に限らず)へ配信 1.協会けんぽんからのお知らせ 2.千葉県からのお知らせ 3.よくある質問 4.健診の見方に関する漫画(漫画) ★本文にリンクを貼るHPに飛ばすことで、なるべく短く!	・健康保険委員会向け広報紙 ・四半期に一度健康保険委員会在籍の事業所へ送付 ・担当者向けの記事がメインとなる サイズ：A4両面×2枚	・健康宣言事業所向け広報紙 ・四半期に一度、健康宣言事業所へ送付 ・事業主向けの記事がメインとなる サイズ：A4両面	・広報する内容があったら、テーマ・グループ名・利用様を各月の特に記入。	
送付/掲載時期	毎月20日頃送付 ex.)4月分→4月20日頃送付	毎月第一営業日～H P掲載 ex.)4月分→4月19日頃掲載	毎月第一営業日12:00頃配信	四半期に一度月末に送付 ex.)3月分→3月末送付	四半期に一度月末に送付 ex.)3月分→3月末送付			
4月	・令和2年度予算・事業計画 ・令和2年度経費削減率の改定(もしくは掲載)	・【事】令和2年度健診の案内(巡回健診など)【保健G】 ・【加】療養費(立払)について【業務G】 ・【加】療養費(立払)について【業務G】	・【事】令和2年度健診のご案内(生活習慣病予防健診)【保健G】 ・【加】巡回の診察(退職者や扶養をはずれた人の保険証の回収)【しセG】 ・【加】療養費(立払)について【業務G】	・【事】令和2年度健診の案内【保健G】 ・【加】よくある質問(健診開始)【保健G】 ・【加】上手な医師のかかり方(かかり方長・時間外受診禁止)【企 80G】 ・【加】元元1日は朝食か【保健G】	・健康委員研修会開催報告【企総G】コロナ→中止 ・保険料率について【保健G】 ・千葉支部の医療費の動向・時間外受診禁止【企総G】 ・令和2年度健康委員研修会開催予定【企総G】		4/8メールマガジ配信(本部指示) 「コロナ→支部窓口閉鎖」	
5月	・令和2年度被扶養者資格再確認業務	・【事】保健指導の案内(※)／特定保健指導の継続支援に関する依頼【保健G】コロナ→中止 ・【加】被扶養者資格再確認について(健前)【業務G】 ・【加】療養費(立払)について【業務G】 ・【加】療養費(立払)について【業務G】 ・【加】市川・船橋窓口閉鎖のお知らせ(4分の1程度)【業務G】 ・【加】シネナック医薬品推進について(1文程度)【企総G】	・【事】令和2年度健診の案内【保健G】 ・【加】借手出の事業主証明【業務G】 ・【加】市川・船橋窓口閉鎖のお知らせ【業務G】	・【加】被扶養者資格再確認について(健前)【業務G】 ・【加】原年度の案内【業務G】 ・【加】保健指導の案内【保健G】 ・【加】保健について【保健G】 ・【加】健診の一時中止について【保健G】 ・【加】よくある質問(原年度)【業務G】			表：歯科健診の案内(簡単紹介のみ)プレハブは8月号に同封) 出張健康セミナーの案内(チラシ同封)、宣言マスター刷新の紹介(紙スライド)【企総G】 ※社保協会の指導でGを指導予定 →社保協会承認が完了まで中止 裏：食に関するコラム、レシピ紹介【保健G】	チラシ同封(4月～年報)【企総G】 ※社保協会の指導でGを指導予定 →社保協会承認が完了まで中止 →協会けんぽのみのG広報に予算を回した
6月		・【事】事業者健診データ提供について【保健G】 ・【加】一般会社員の健診(業務G) ・【加】原年度の案内【業務G】 ・【加】市川・船橋窓口閉鎖のお知らせ(4分の1程度)【業務G】 ・【加】シネナック医薬品推進について(1文程度)【企総G】	・【事】事業者健診データ提供について【保健G】 ・【加】一般会社員の健診(業務G) ・【加】原年度の案内【業務G】 ・【加】市川・船橋窓口閉鎖のお知らせ(4分の1程度)【業務G】 ・【加】シネナック医薬品推進について(1文程度)【企総G】	・【加】適正受診について(リシゴ受診)【企総G】 ・【加】現金給付給付給付給付(立払)【業務G】 ・【加】よくある質問(現金給付)【業務G】			・地域新聞(特定健診)【企総G】 ・事務手続き冊子【企総G】	
7月	・令和元年度事業報告及び決算発表	・【事】シネナック医薬品経減額通知(1回目)の実施/シネナック医薬品推進について【企総G】 ・【加】保健指導の案内(※)／特定保健指導の継続支援に関する依頼【保健G】 ・【加】療養費(立払)について【業務G】 ・【加】申請書の記号・番号記入について【業務G】 ・【加】市川・船橋窓口閉鎖のお知らせ(4分の1程度)【業務G】	・【事】事業者健診データ提供について【保健G】 ・【加】一般会社員の健診(業務G) ・【加】原年度の案内【業務G】 ・【加】市川・船橋窓口閉鎖のお知らせ(4分の1程度)【業務G】 ・【加】シネナック医薬品推進について(1文程度)【企総G】	・【加】被扶養者資格再確認について(健前)【業務G】 ・【加】シネナック医薬品経減額通知(1回目)の実施【企総G】 ・【加】よくある質問(シネナック医薬品について)【企総G】 ・【事】マナツボの通知カードの廃止による本人確認書類の変更について【業務G】	・健康委員研修会開催報告(9月)【企総G】 ・シネナック医薬品について【企総G】 ・重症化予防の受診券 A4 1ページ【保健G】 ・医療費の動向等【企総G】			
8月	・シネナック医薬品推進月間 ・シネナック医薬品経減額通知送付(1回目)	※A3両面とする予定 ・【事】令和元年度事業報告及び決算の周知(※)【企総G】 ・【事】インセンティブ制度について【企総G】 ・【事】シネナック医薬品推進月間について【企総G】 ・【加】申請書の記号・番号記入について【業務G】 ・【加】市川・船橋窓口閉鎖のお知らせ(1/3程度)【業務G】 ・【事】マナツボの通知カードの廃止による本人確認書類の変更について【業務G】	・【事】シネナック医薬品経減額通知(1回目)の実施/シネナック医薬品推進について【企総G】 ・【加】被扶養者資格再確認について(健前)【業務G】 ・【加】申請書の記号・番号記入について【業務G】 ・【加】市川・船橋窓口閉鎖のお知らせ(1/3程度)【業務G】	・【事】令和元年度事業報告及び決算の周知(※)【企総G】 ・【加】インセンティブ制度について【企総G】 ・【加】マナツボの通知カードの廃止による本人確認書類の変更について【業務G】 ・【加】市川・船橋窓口閉鎖のお知らせ【保健G】			表：健康づくりに関する事業所の取組紹介【企総G】 裏：食に関するコラム、レシピ紹介【保健G】	・シネナック医薬品中吊り広告等【企総G】
9月	・健康保険委員研修会 ・月末に市川・船橋窓口閉鎖(予定)	・【事】健康な職場づくりの宣言について【企総G】 ・【加】被災後受診の防止(※)【保健G】 ・【加】被扶養者資格再確認について【業務G】 ・【加】市川・船橋窓口閉鎖のお知らせ(1/3程度)【業務G】	・【事】令和元年度事業報告及び決算の周知(※)【企総G】 ・【加】インセンティブ制度について【企総G】 ・【事】マナツボの通知カードの廃止による本人確認書類の変更について【業務G】 ・【加】市川・船橋窓口閉鎖のお知らせ(1/3程度)【業務G】	・【加】募集中 ・【加】喪失後受診、巡回回収【しセG】 ・【加】よくある質問(保険証の有効期限について)【業務G】			千葉日報保健事業【企総G】 喪失後受診、巡回回収【しセG】	
10月		・【加】被扶養者資格再確認について(健前)【業務G】 ・【加】健診受診状況把握の依頼【保健G】 ・【加】健康のかけ方月間について【企総G】 ・【加】第三者行為傷病席の届出(※)【しセG】 ・【加】市川・船橋窓口閉鎖のお知らせ(1/4程度)【業務G】	・【事】健康な職場づくりの宣言について【企総G】 ・【加】健康のかけ方月間について【企総G】 ・【加】第三者行為傷病席の届出(※)【しセG】 ・【加】市川・船橋窓口閉鎖のお知らせ(1/4程度)【業務G】	・【加】被扶養者資格再確認について【業務G】 ・【加】適正受診に係る啓発(リシゴ受診の抑制)【企総G】 ・【加】第三者行為傷病席の届出(※)【しセG】 ・【加】よくある質問(保険料率について)【企総G】	・健康委員研修会開催報告【企総G】 ・医療費適正化について(健康のかけ方月間)【企総G】 ・傷病手当金について(傷病のケース2)【業務G】		・卓上カレンダー(送付先：健康委員・宣言事業所)【企総G】 ・医療費適正化ポスター(送付先：健康委員・宣言事業所)【企総G】	
11月	・医療のかけ方月間 ・健康保険委員表彰	・【加】被扶養者資格再確認について(健前)【業務G】 ・【事】健康保険委員の動員【企総G】 ・【加】原年度認定証について【業務G】 ・【加】適正受診に係る啓発(時間外受診の抑制など)【企総G】	・【事】健診受診状況把握の依頼【保健G】 ・【加】健康のかけ方月間・適正受診に係る啓発(時間外受診の抑制など)【企総G】 ・【加】第三者行為傷病席の届出(※)【しセG】 ・【加】原年度認定証について(1/4程度)【業務G】	・【加】被扶養者資格再確認について(健前)【業務G】 ・【加】適正受診に係る啓発(時間外受診の抑制)【企総G】 ・【加】よくある質問(原年度適正受診について)【業務G】			表：出張健康セミナーの案内(二回目)など【企総G】 裏：食に関するコラム、レシピ紹介【保健G】	
12月		・【事】保健指導の案内(※)【保健G】 ・【事】特定保健指導の継続支援に関する依頼【保健G】 ・【加】医療費のお知らせについて(概要等)【しセG】 ・【加】年末年始業務の案内【企総G】	・【事】健康保険委員の動員【企総G】 ・【加】年末年始業務の案内【企総G】 ・【加】医療費のお知らせについて(送付のお知らせ)【しセG】	・【事】保健指導の案内(※)【保健G】 ・【加】年末年始業務の案内【企総G】 ・【加】年末の健康保険給付について【業務G】				
1月	・「医療費通知」送付	・【事】令和3年度健診のご案内(※)【保健G】 ・【加】療養費(立払)申請書の添付書類について【業務G】 ・【加】シネナック医薬品経減額通知(2回目)の実施/シネナック医薬品推進月間について【企総G】	・【事】保健指導の案内(※)【保健G】 ・【事】特定保健指導の継続支援に関する依頼【保健G】 ・【加】医療費のお知らせについて(概要等)【しセG】	・【加】医療費のお知らせの案内(送付前)【しセG】 ・【事】特定保健指導の継続支援に関する依頼【保健G】 ・【加】禁煙について【保健G】 ・【加】よくある質問(高額療養費について)【業務G】	・健康委員表彰伝達式開催報告【企総G】 ・健康委員研修会開催報告(3月)【企総G】 ・料率広報グッズの募集【企総G】		ラジオ(保健関係)【企総G】	
2月	・令和3年度都道府県単位の保険料率の決定 ・シネナック医薬品推進月間 ・シネナック医薬品経減額通知送付(2回目)	(料率表を同封する)作成されない	・【事】令和3年度健診のご案内(※)【保健G】 ・【加】シネナック医薬品経減額通知(2回目)の実施/シネナック医薬品推進月間について【企総G】 ・【加】医療費のお知らせの案内(確定申告利用)【しセG】	・【加】シネナック医薬品経減額通知(2回目)の実施【企総G】 ・【加】医療費のお知らせの案内(送付後)【しセG】			表：健康づくりに関する事業所の取組紹介【企総G】 裏：食に関するコラム、レシピ紹介【保健G】	・シネナック医薬品中吊り広告等【企総G】
3月	・健康保険委員研修会 ・令和3年度予算・事業計画の決定 ・令和3年度健康保険料率・介護保険料率の改定 ・令和3年度健診等の申込み受付開始	・【事】令和3年度健診のご案内(申込方法等)【保健G】 ・【加】被災後受診の防止(※)【保健G】 ・【加】経還納の促進(※)【しセG】 ・【加】任意で手続き方法の周知/退職後の健康保険について【業務G】	・【事】令和3年度健診のご案内(申込方法等)【保健G】 ・【加】被災後受診の防止(※)【しセG】 ・【加】経還納の促進(※)【しセG】 ・【加】任意で手続き方法の周知/退職後の健康保険について【業務G】	・【加】喪失後受診の防止(※)【しセG】 ・【加】経還納の促進(※)【しセG】 ・【加】退職後の健康保険について【業務G】				

【事】事業主向け 【加】担当者向け 【加】加入者向け  
「けんぽんびら」、「社会保険ちび」は「申請書の郵送化促進」の記事(1文程度)を掲載する。  
・(※)印は本部から送られ、広報推進事項です。  
①広報誌作成の流れ①毎月月初めに企画から作業依頼する ②担当より原稿集めらる ③原稿集を企画総務部内で決裁(部長まで) ④決裁後、業者へデータ納付(初稿まで1週間程度) ⑤校正のうえ、記事が完成したら支部長決裁(広報部長は決裁後復職) ⑥、⑦についてはけんぽんびらのみ